

ノルウェー王国における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取り扱いについて

平成23年2月7日

ノルウェー王国のホーペン (Hopen) 島において、ホッキョクギツネに狂犬病の発生があったため、平成23年2月3日以降ノルウェーから輸入される犬・猫等については、個別に状況を確認した上で対応を判断することとしていましたが、今般、ノルウェー王国のうち、スヴァールバルト (スバルバル) 、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノルウェーの属領 (以下「スヴァールバルト等」) を除く地域については、スヴァールバルト等との間で検疫措置が講じられていることが確認されたことから、引き続き指定地域として取り扱うこととします。

なお、スヴァールバルト等については、指定地域以外の地域として取り扱うこととなりましたので、これらの地域から犬・猫等を輸入される場合は、指定地域以外からの輸入条件を参照してください。

(参考) 動物検疫所ホームページ 指定地域以外からの輸入条件
犬、猫の日本への輸入 (指定地域以外)

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>